

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第八十一号

鳥取縣屋外廣告物條例を次のように定める。

昭和二十四年十二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣屋外廣告物條例

第一條 左の各号に掲げる地域又は場所に屋外廣告物

(以下「廣告物」という。)を表示し又は廣告物を掲出する物件を設置しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

一、鳥取市、米子市の区域及び別表に掲げる町村の区域若しくは区域の一部

二、史蹟名勝天然紀念物保存法(大正八年法律第四十

四号)第一條の規定により指定された地域

昭和二十四年十二月二十七日
第二千七百七十四号 火曜日

本書ノ大きさ 國定規格A五判

三、森林法(明治四十年法律第四十三号)第十四條第九号の規定により保安林に編入された森林のある地域

四、鐵道の線路用地及び知事が指定する道路の用地並びにこれらから展望できる接続地域で知事が指定する範圍内にあるもの

五、河川、湖沼、海浜及びその附近で知事が指定する地域

前項の許可には美觀風致を維持するため必要な條件を附することができる。

第二條 左の各号に掲げる地域又は場所に廣告物を表示し又は廣告物を掲出する物件を設置することはできない。

一、社寺、佛堂、教会のある境域内
二、古墳、墓地、火葬場又は葬祭場

00681

三、国法保存法(昭和四年法律第十七号)第一條の規定により指定された建築物の周囲で知事の指定する地域

四、官公署、学校、図書館、公会堂、変電所、公衆便所、公衆電話その他知事が別に指定する公共施設の敷地内

左の各号に掲げる物件には広告物を表示し又は広告物を掲出する物件を設置することはできない。

- 一、街路樹及び路傍樹
- 二、橋りよう
- 三、銅像及び記念碑
- 四、郵便ポスト、街燈柱、電柱、送電塔、その他知事が指定する公共施設で知事が指定する区域内にあるもの
- 五、建物の壁面、屋根、煙突、へい、まがき、擁壁で知事が指定する区域内にあるもの

第三條 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく美觀風致を害するおそれのある広告物又は廣告物

を掲出する物件を表示し又は設置することはできない。

第四條 公衆に対し著しく危害を及ぼすおそれのある廣告物を表示又は廣告物を掲出する物件を設置することはできない。

第五條 左の各号に掲げる廣告物及び廣告物を掲出する物件については第一條及び第二條の規定は適用しない。その基準については必要あるときは知事が別に規則で定める。

- 一、他の法令の規定により表示又は設置するもの
- 二、公益上やむを得ないもの
- 三、看板その他慣例上やむを得ないもの
- 四、一時的又は仮設的のもの
- 五、美觀風致上差支えないもの

第六條 知事は、美觀風致を維持又は向上するため、廣告物を表示すべき場所を指定し、施設を設け又は廣告物の規格を定めて、これらの場所若しくは施設を利用し、又は規格に従つて表示せられた廣告物については、第一條及び第二條の規定の適用を除外することができる。

00682

る。

知事は廣告物及びこれを掲出する物件が美觀の向上に資すると認めるときは、これらに対して第一條及び第二條の規定の適用を除外することができる。

第七條 縣に廣告物審議会(以下「審議会」という。)を置く。

審議会は知事の諮問に応じて廣告物に関する重要事項を調査審議する。

審議会は廣告物に関する指導助成のために必要があるときは知事に建議することができる。

第八條 知事は、第一條第一項第四号第五号又は第二條第一項第三号第四号若しくは同條第二項第四号第五号の規定による地域、場所若しくは物件を指定しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。知事は第五條の規定によつて第一條及び第二條の規定の適用を除外しようとするときは、これに關した必要な規定を設けようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

第九條 審議会の組織、委員の任期、運営その他必要な事項は、知事が別に規則で定める。

第十條 第一條の規定により許可を受けようとする者は左の事項を具備した申請書二通を所轄の土木出張所を経由して知事に提出しなければならない。

- 一、出願者の住所及び氏名、法人にあつてはその名称、事務所の所在地及び代表者氏名
- 二、管理者が出願者と異なる場合は同時にその管理者の住所及び氏名
- 三、管理者が縣外に住所を有するときは委任を受けて直接に管理の事務を行う者の住所及び氏名
- 四、工事施行者及び廣告意匠設計者の住所及び氏名
- 五、表示又は設置の期間及び場所、移動するものにあつてはその範圍
- 六、形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び圖面
- 七、意匠、色彩及び表示の方法照明又は音響を伴うときはその大要

00683

八、附近見取図

九、設置する場所が他人の所有又は管理に属するときはその承諾書

十、工事着手及び竣功予定期日

第十一條 前條の規定により許可を受けた者は手数料として一件につき壹百円を許可書受領の際所轄土木出張所長の発する納額告知書により納付しなければならぬ。

納付した手数料はいかなる理由があつても還付しない。

第十二條 第一條第一項各号に掲げる地域又は場所において同一人が同じ場所又は物件に同種類の廣告物を引き続き表示しようとするときは、知事は一定の期間を限つてこれを許可することができる。但し管理者は表示換えのつど廣告物の形状、意匠、色彩、構造等について知事に届け出なければならない。

第十三條 第一條の規定による許可を受けた廣告物又はこれを掲出する物件の設置に必要な工事を完了したときは管理者は五日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

ばならない。

第十四條 第一條の規定による許可を受けた者はその廣告物又はこれを掲出する物件の一部に許可年月日許可番号表示又は設置の期間及び管理人の住所及び氏名(商号、商標その他標識によることを妨げない。)を記載しなければならない。

第十五條 第一條の規定による許可を受けた後その許可の内容に変更を加え又はその廣告物及びこれを掲出する物件を改造若しくは移轉しようとするときは、更に許可を受けなければならない。

許可期限後更に継続して廣告物を表示し又は廣告物を掲出する物件を設置しようとするときは期限満了の十日前に知事に願ひ出て更に許可を受けなければならない。

第十六條 第一條の規定による許可を受けた後、管理者の住所若しくは氏名(法人の場合はその名称、事務所所在地若しくは代表者の氏名)に変更があつたときは五日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

00684

第十七條 許可期限が満了したときは、管理者は十日以内に廣告物又はこれを掲出する物件を除却しなければならぬ。許可を取消されたときも同様である。前項の除却をなしたときは五日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

第十八條 第一條の規定による許可を受けた廣告物又は廣告物を掲出する物件が美觀風致を著しく害し若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに到つたとき又は許可申請書若しくは届書に虚偽の事項があつたときは、知事はその許可を取消し又は管理者に対して改修、移轉、除却その他必要な措置を命ずることができる。

第十九條 この條例又はこの條例に基いて発する規則に違反した廣告物又はこれを掲出する物件があるときは知事は管理者に対して改修、移轉、除却その他必要な措置を命ずることができる。

第二十條 知事は第十九條の規定に基いて第三條又は第四條の規定に違反した廣告物又は廣告物を掲出する物

件の改修、移轉、除却その他必要な措置を命じようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

第二十一條 日本国有鉄道の路線用地及びこれに接続する施設内における廣告物又はこれを掲出する物件については第一條の規定にかゝらず当該鉄道局長の許可をもつて知事の許可したものとみなす。

第二十二條 知事は第一條第一項第四号第五号第二條第一項第三号第四号同條第二項第四号第五号の指定をなし又はこれを変更若しくは廢止したときは、その旨を告示しなければならない。

第二十三條 左の各号の一に該当する者は、これを五万円以下の罰金に処する。

- 一、第一條、第二條第四條又は第十五條の規定に違反した者
- 二、第十七條第一項の規定による除却をしない者
- 三、第十八條及び第十九條の規定による命令に違反した者

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、これを二万

円以下の罰金に処する。

一、第十二條但書、第十三條、第十六條又は第十七條

第二項の規定による届け出を怠つた者

二、第十四條の規定による記載をしない者

第二十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の事務に關して第

二十三條又は第二十四條の違反行爲をしたときは行爲者を罰する外その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

第二十六條 詐偽その他不正の行爲により第十一條第一項の手数料の徴收を科せられた者に対してはその徴收を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

附則

第二十七條 この條例は公布の日から施行する。

第二十八條 この條例施行の際従前の命令によつて許可を受けて現に存在する廣告物及びこれを掲出する物件については、その許可期間を限りこの條例の規定によ

り許可を受けたものとみなす。但しその期間は六箇月を超えることはできない。

この條例施行の際現に存する廣告物又はこれを掲出する物件で、この條例によりあらたに許可を要すべきものについては、この條例施行の日から三箇月以内に第十條の許可を申請しなければならぬ。その申請に對して許可の処理があるまではなお引き續いて当該廣告物を表示し又はこれを掲出する物件を設置しておくことができる。但し従前の命令の規定に違反したものに對しては、この限りでなく。

この條例施行の際現に存在する廣告物又はこれを掲出する物件でこの條例によつて表示又は設置することができないようになつたものについては、この條例施行の日から三箇月以内に除却しなければならぬ。

第二項の期間内に許可の申請をせず、又は申請に對して不許可の処分があつたときは、第十七條及び第十九條の規定を準用する。

第三項の期間内に除却をしなかつたときは第十九條の

規定を準用する。

第二十九條 この條例施行前にした廣告物取締法施行規則に違反する行爲に對する罰則の準用に關しては、なお従前の例による。

別表

第一條第一項第一号の町村の区域若しくは区域の一部

郡	町村	区域	郡	町村	区域
東伯郡	倉吉町	全区域	西伯郡	淀江町	淀江
西伯郡	境町	同	岩美郡	岩井町	岩井
同	上道村	上道	氣高郡	吉岡村	吉岡
八頭郡	智頭町	智頭	同	浜村町	浜、勝見
同	若櫻町	若櫻	東伯郡	東郷松崎村	松崎
氣高郡	青谷町	青谷	同	淺津村	上淺津
東伯郡	由良町	由良	同	三朝村	三朝
同	八橋町	八橋	同	矢送村	関金
同	赤碕町	赤碕			

鳥取縣條例第八十二号

縣有財産の取得管理及び処分に関する條例
中改正の件

昭和二十三年三月鳥取縣條例第十四号縣有財産の取得管理及び処分に関する條例の一部を次のように改める。

昭和二十四年十二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
縣有財産の取得管理及び処分に関する條例
中改正條例

第三條第一項中「現金は郵便官署及び確實なる銀行」を「現金は郵便官署及び確實なる金融機関」に改める。

附則

この條例は公布の日から施行する。

規 則

鳥取縣規則第百十四号

鳥取縣廣告物審議會規程を次のように定める。

昭和二十四年十二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
鳥取縣廣告物審議會規程

00687

第一條 鳥取縣廣告物審議會(以下「審議會」という。)は会長及び委員をもつて、これを組織する。

第二條 委員は左に掲げる者によつて、知事がこれを命じ又は委嘱する。

- 一、土木部長
 - 二、経済部長
 - 三、国家地方警察廳警察長
 - 四、大阪鉄道局米子管理部長
 - 五、縣議會議員 三名以内
 - 六、縣教育委員會の委員 一名
 - 七、商工会議所關係者 一名
 - 八、廣告業者 二名以内
 - 九、芸術家 二名以内
 - 十、學識経験者 二名以内
- 知事は前項の外必要があるときは臨時に委員を命じ又は委嘱することができる。但しその数は五人を超えることができない。

第三條 会長は委員の互選によつて、これを選任する。

第四條 委員の任期は三年とする。但し委員の任期中その委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は再任することを妨げない。

第五條 委員が左の各号の一に該当する場合は、知事は前條の規定にかゝらず審議會の同意を得てこれを解任又は解嘱することができる。

一、職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合
二、職務を怠り、又は職務上の義務に反した場合
第六條 委員はその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

前項の規定に違反した委員は前條の規定に従い解任又は解嘱されるものとする。

第七條 知事又は会長において必要があると認めるときは、關係市町村長を審議會に出席させ意見を述べさせることができる。

第八條 会長は会務を総理する。会長に事故があるときは会長の名指した委員がその職務を代理する。

00688

第九條 審議會は会長が招集する。

会長は審議會開会の日の少くとも三日前に會議の期日場所及び審議の事項を委員に通知しなければならない。但し急を要するときはこの限りでない。

第十條 会長は會議の議長となる。

審議會は、委員の半数以上の出席がなければ會議を開くことができない。

審議會の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第十一條 審議會に幹事及び書記若干人を置き知事がこれを命ずる。

幹事は会長の指揮を受けて庶務を整理する。書記は上司の指揮を受けて庶務に従事する。

附則

この規則は鳥取縣屋外廣告物條例施行の日から施行する。

訓令

鳥取縣訓令甲第十九号

各保健所長
昭和二十二年法律第二百三十三号食品衛生法第二十四條中施設の整備改善に関する権限を委任する。
昭和二十四年十二月二十七日
鳥取縣知事 西尾愛治

告示

鳥取縣告示第七百九号

昭和二十三年三月鳥取縣告示第三百三十五号及び昭和二十四年五月鳥取縣告示第二百三十五号加工水産物公認荷受機関登録事項を次のように変更した。
昭和二十四年十二月二十七日

鳥取縣知事 西尾愛治
新 旧

- 一、登録者住所氏名
米子市東倉吉町五十四番地 米子市靴町二丁目十五番地
- 五、營業所又は事業場の位置
米子市東倉吉町五十四番地 右 同

00689

- 一、登録者住所氏名
東伯郡倉吉町大字鍛冶町
二丁目二千八百五十六番地
東伯郡倉吉町大字越殿町
千八百八十五番地
- 五、営業所又は事業場の位置
東伯郡倉吉町大字鍛冶町
二丁目二千八百五十六番地
右 同

◇鳥取縣告示第七百十号

昭和二十二年七月農林省令第六十二号加工水産物配給規則第四條第一項の規定により次のものを加工水産物公認集荷機関として登録した。

昭和二十四年十二月二十七日

- 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
- 一、登録者の住所氏名 鳥取縣西伯郡境町相生町
五十三番地
弓浜漁業協同組合
組合長 足立 龍吉
- 二、登録の種類 加工水産物 公認集荷機関
- 三、登録番号 第六号
- 四、取扱水産物の種類 加工水産物

- 五、事業場の位置又は事業を行う区域
鳥取縣西伯郡境町相生町
五十三番地
同境町、上道村、余子村、中浜村
- 一、登録者の住所氏名 鳥取縣岩美郡浦富町大字浦富
浦富漁業協同組合
組合長 木山 竹治
- 二、登録の種類 加工水産物 公認集荷機関
- 三、登録番号 第七号
- 四、取扱水産物の種類 加工水産物
- 五、事業場の位置又は事業を行う区域
鳥取縣岩美郡浦富町大字浦富
浦富町
同
- 一、登録者の住所氏名 鳥取縣岩美郡大岩村
大字岩本一一五〇番地
大岩村漁業協同組合
組合長 西村 源一
- 二、登録の種類 加工水産物 公認集荷機関
- 三、登録番号 第四号
- 四、取扱水産物の種類 加工水産物
- 五、事業場の位置又は事業を行う区域
岩美郡大岩村大字岩本
一一五〇番地
同 大岩村

00630

登録者の住所氏名 鳥取縣岩美郡田後村六十八番地

田後村漁業協同組合
組合長 上村 忠彦

- 二、登録の種類 加工水産物 公認集荷機関
- 三、登録番号 第五号
- 四、取扱水産物の種類 加工水産物
- 五、事業場の位置又は事業を行う区域
岩美郡田後村六十八番地
同 田後村

記

縣 市 町 字 番 地
鳥取 鳥取 賀露 下小路 一、七五二ノ一

保安林種 町面積 解除面積 所有者
飛砂防止 二、〇〇〇二 町 〇六〇〇 鳥取市

◇鳥取縣告示第七百十一号

森林法により左記箇所に対する保安林解除の申請を受理した。

昭和二十四年十二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第七百十二号

昭和二十四年秋季臨時種畜検査において、次のものに種畜証明書が交付されたので種畜法施行規則第九條により告示する。

昭和二十四年十二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種畜証明書番号	名前	種類	生年月日	血統	等級	飼養者
昭二四鳥取 三二六	谷口 黒毛和種	一三、一〇、三〇	父進藤 本 母せいゆう予三、九二四	八八一 二級	東伯郡小鹿村 朝倉 巧	

00633

同三三九	富昭	重半血種	二二、五、二〇	父昭典	パール系	同	同米沢村	森田 譽治
同三四〇	常盤旭	黒毛和種	二三、九、二三	母第五ウエ富士	中半血	同	同二部村	釜田 喜博
同三四一	義坂	同	同六、一	父若王	本 一三九	同	西伯郡富益村	内田 信行
同三四二	常盤幸	同	同七、一	母のぶか	予二、九七六	同	同崎津村	内田 信行
同三四三	山田	同	同九、一五	父常盤十六	予二、七〇一	同	同余子村	木村 実
同三四四	藤田	同	同九、一五	母第十九さくら	本四、三三八	同	同外江町	山本 憲
同三四五	フェムコ	ホルスタイン種	同九、一三	父山佐	本一、二六〇	同	同和江町	藪内 輝榮
同三四六	伯仲	黒毛和種	同四、二八	母やえまつ	予四、四八五	同	同和江町	大倉 宗敬
同三四七	勝郎	同	同六、三〇	父榮光	本 五一六	同	同和江町	大倉 宗敬
同三四八	第二寶	同	同五、五	母よしお	予一、四四九	同	同和江町	大倉 宗敬
同三四九	大頼	同	同六、三〇	父久	予五、一九八	同	同和江町	大倉 宗敬
同三五〇	日鹿	同	同六、二七	母たから	予七、三六八	同	同和江町	大倉 宗敬
				父敬福	本 七四七	同	同和江町	大倉 宗敬
				母三二六	大下予 四〇六	同	同和江町	大倉 宗敬
				父榮光	本 五一六	同	同和江町	大倉 宗敬
				母第五めい	こう予七、四〇四	同	同和江町	大倉 宗敬

00633

同三五二	太市	黒毛和種	同二、二〇	父第四八	メイジデ	同	西伯郡所子村	所子村農業協同組合
同三五三	竹千代	同	同六、一〇	母あまつ	予八、二一〇	同	米子市勝田町	岡崎 眸
同三五四	第二小倉	同	同六、二	父清水	本一、二二三	同	同大郷村	山田 清治
同三五五	第三小倉	同	同六、二四	母しまをか	本二、五四二	同	同大郷村	山田 清治
同三五七	若安	同	同四、二八	父清水	本一、二二三	同	同大和村	中村 豊治
				母はせがわ	予一、〇二二	同	同大和村	中村 豊治
				父谷鹿	本 五七四	同	同大和村	中村 豊治
				母さくら	もり予六、九六五	同	同大和村	中村 豊治

◇鳥取縣告示第七百十三号

次の土地は公用を廃止する。

昭和二十四年十二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

日野郡江尾町大字江尾鉢屋ヶ先九六四番地先より同所宇新町北屋敷一、九七〇の一二番地先に至る船谷川旧控堤防敷三百三十五坪二合七勺

(図面省略)

◇鳥取縣告示第七百十四号

次の河川敷地はその公用を廃止する。

昭和二十四年十二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

天神川左岸 鳥取市立川町五丁目 二十二歩 内務省
河川の区域 面積 所有者の住所及び氏名又は名称

(図面省略)

00695

鳥取縣告示第七百十五号

昭和二十二年七月農林省令第六十二号加工水産物配給規則第四條の規定により次のものを加工水産物公認集荷機関として登録した。

昭和二十四年十二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、登録者の住所氏名 氣高郡寶木村字與沢見 寶木村漁業協同組合 組合長 水谷勝太郎
- 二、登録の種類 加工水産物 公認集荷機関
- 三、登録番号 第八号
- 四、取扱水産物の種類 加工水産物
- 五、事業場の位置又は 氣高郡寶木村 事業を行う区域

鳥取縣告示第七百十六号

昭和二十二年七月農林省令第六十二号加工水産物配給規則第十條第一項の規定により次のものを加工水産物公認集荷機関として登録した。

昭和二十四年十二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、登録者の住所氏名 鳥取市今町一丁目一〇〇番地 鳥取食品株式会社 代表取締役 神谷常治
- 二、登録の種類 加工水産物 公認集荷機関
- 三、登録番号 第二十号
- 四、取扱品目種類 加工水産物
- 五、営業所又は 事業場の位置 鳥取市今町一丁目 鳥取食品株式会社

鳥取縣告示第七百十七号

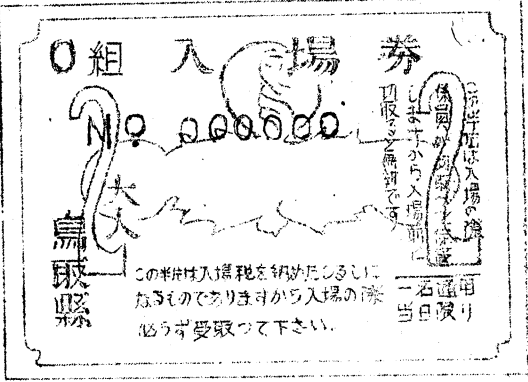
鳥取縣入場税、酒消費税及び遊興飲食税賦課徴收條例第九條第一項の規定による映画館劇場等の窓口売の入場税証紙を次のように定め昭和二十五年一月一日から実施する。

昭和二十四年十二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00696

印面 縦 四、二纏 横 六、三纏



類別	使用場所	刷色	大人特別
1	世界館、米子大劇、氣高地区	薄肉色	薄草色
2	末廣映劇、米子東寶劇場、東伯地区	薄ぼたん色	薄藍鼠色
3	第一映劇、米子館、日野地区	薄藍色	薄樺色
4	文化映劇、セントラル劇場、壽座、港映劇、八頭地区	薄茶色	薄淺黄色
5	朝日座、旭座、日の出館、岩美地区	薄紫色	薄黄色
6	日本館、大黒座、西伯地区	中紫色	薄桃色
7	富士館	薄鼠色	黄色

備考 一、証紙の両側の数字は類別を示す。
 二、金額は、ゴム印をもつて押捺する。
 三、小人券は大人券の中央より稍々下方に幅〇、五纏の赤線を引くものとする。

鳥取縣告示第七百十八号

鳥取縣中小企業振興資金特別融資積立金制度要綱を次の

00697

ように定める。

昭和二十四年十二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣中小企業振興資金特別融資積立金制度要綱

一、鳥取縣はこの要綱に基づいて鳥取縣中小企業振興資金特別融資積立金(以下積立金という)を設置し、金壹千万円を限度として商工組合中央金庫(以下商工中金という)に定期預金する。

二、商工中金は積立金として鳥取縣から受入れた定期預金の金額を左記各号の中小企業振興資金として縣内商工協同組合及び中小企業等協同組合に対して融資する。

(一) 生活必需品の生産及び配給に要する資金

(二) 貿易関係資金

(三) その他縣内主要企業の發展に要する資金

三、この積立金の融資については凡て鳥取縣中小企業振興資金融資委員会(以下委員会という)の定めるところによる。

四、この積立金の融資についての凡ての責任は商工中金

がこれを負担する。

五、この積立金の預金利率及び融資利率は商工中金所定の利率による。

六、一件の融資額は五拾万円を限度とする。

但し特別の場合は百万円まで融資することができる。

貸付期限は原則として六十日以内とする。

七、融資手続及び償還方法については凡て商工中金に於ける一般の融資手続及び償還方法による。

八、この要綱は公布の日からこれを施行する。

◇鳥取縣告示第七百十九号

鳥取縣中小企業振興資金融資委員会規程を次のように定める。

昭和二十四年十二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣中小企業振興資金融資委員会規程

第一條 この委員会は鳥取縣中小企業振興資金融資委員会(以下委員会という)と称する。

00698

第二條 委員会は縣内中小企業の振興を図るため鳥取縣中小企業資金特別融資積立金制度要綱の適正なる運営を図るを目的とする。

第三條 委員会の事務所は鳥取縣庁に置く。

第四條 委員会は委員長一名、副委員長一名、委員若干名をもつてこれを組織する。

委員長、副委員長は委員の互選とし、委員は関係官吏及び学識経験を有するものの中から知事がこれを任命又は委嘱する。

第五條 委員の任期は一ヶ年とし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

第六條 委員会は第二條の目的を達成するため左の事項を審議する。

(一) 鳥取縣中小企業振興資金特別会計融資積立金の融資基本方針

(二) 鳥取縣中小企業振興資金特別融資積立金の融資申込についてその融資先の選定

第七條 委員長は委員会を代表し、委員会の事務を総理

する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代理する。

第八條 委員会には必要に応じ、委員長がこれを招集する。委員会の議長は委員長がこれに当る。

第九條 委員会の議決は委員の半数以上が出席して、その過半数の同意をもつてこれを決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

第十條 委員長は専門的事項について必要と認める場合は委員以外の者を会議に出席せしめ意見を求めることができる。

第十一條 委員会の審議内容については特別の場合の外極秘とし一般に公表しない。

第十二條 委員会に幹事若干名をおき委員長がこれを委嘱する。

幹事は会議に於て委員を補佐する外必要事項について調査研究をなし、その他委員会の事務上の連絡に任ずる。

00699

附則

この規程は公布の日からこれを施行する。

◇鳥取縣告示第七百二十号

昭和二十二年四月農林省令第二十八号生鮮水産物配給規則第四條第一項の規定により次のものを生鮮水産物の公認出荷機関として登録した。

昭和二十四年十二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、登録者住所氏名 鳥取縣西伯郡御來屋町九九九番地

御來屋漁業協同組合

組合長理事 伊藤六郎

二、登録の種類 生鮮水産物 公認出荷機関

三、登録番号 第四八号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物

五、営業所又は 西伯郡御來屋町

事業場の位置 御來屋漁業協同組合

◇鳥取縣告示第七百二十一号

昭和二十四年十二月二十三日十二月臨時縣会の議決を経た昭和二十四年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算は次の通りである。

昭和二十四年十二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和24年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算

歳 入		追加更正予算額	
1 縣 税		7,555,080	
3 地方配付税		7,555,080	
5 国庫支出金		4,348,300	
1 国庫貸付金		4,348,300	
8 繰越金		10,000,000	
1 前年度繰越金		10,000,000	
歳入合計		21,903,380	
1 歳入合計	歳 出		0

00700

2 縣庁費	1 縣会議費	0	4 中学校費	△135,000
1 縣職員費	1 縣職員費	4,593,520	22 恩給費	△2,000,000
3 東京連絡所費	3 東京連絡所費	△2,000	6 社会及労務施設費	△987,508
4 監査委員費	4 監査委員費	23,515	2 社会福祉費	△81,256
3 警察消防費	3 警察消防費	0	3 児童福祉費	38,913
1 公安委員会費	1 公安委員会費	0	5 世話費	△113,952
4 土木費	4 土木費	△119,784	6 労政費	△28,428
3 道路橋梁費	3 道路橋梁費	△94,649	7 保健衛生費	△516,943
4 河川費	4 河川費	0	1 保健所費	△113,071
5 港湾費	5 港湾費	△7,241	2 健民費	△37,000
5 砂防費	5 砂防費	0	3 傳染病予防費	△100,000
9 災害土木費	9 災害土木費	0	4 結核予防費	△100,000
10 建築費	10 建築費	△11,732	6 性病予防費	△100,000
11 土木諸費	11 土木諸費	△6,162	7 鼠疫昆虫驅除費	△45,000
5 教育費	1 教育委員会費	10,919,500	8 衛生統計費	△10,000
3 小學校費	3 小學校費	△8,739,000	9 公衆衛生取締費	△11,872
			8 産業暨濟費	8,107,972
			1 農業費	△396,704

00699

附則

この規程は公布の日からこれを施行する。

◇鳥取縣告示第七百二十号

昭和二十二年四月農林省令第二十八号生鮮水産物配給規則第四條第一項の規定により次のものを生鮮水産物の公認出荷機関として登録した。

昭和二十四年十二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、登録者住所氏名 鳥取縣西伯郡御來屋町九九九番地

御來屋漁業協同組合

組合長理事 伊藤六郎

二、登録の種類 生鮮水産物 公認出荷機関

三、登録番号 第四八号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物

五、営業所又は 西伯郡御來屋町

事業場の位置 御來屋漁業協同組合

◇鳥取縣告示第七百二十一号

昭和二十四年十二月二十三日十二月臨時縣会の議決を経た昭和二十四年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算は次の通りである。

昭和二十四年十二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和24年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算

歳 入	歳 出	追加更正予算額
1 縣 税		7,555,080
3 地方配付税		7,555,080
5 国庫支出金		4,348,300
1 国庫貸付金		4,348,300
8 繰越金		10,000,000
1 前年度繰越金		10,000,000
歳入合計		21,903,380
1 議公費		0

00700

2 縣庁費	1 縣会議費	0	4 中学校費	△135,000
1 縣職員費	1 縣職員費	4,593,520	22 恩給費	△2,000,000
3 東京連絡所費	3 東京連絡所費	△2,000	6 社会及労務施設費	△987,503
4 監査委員費	4 監査委員費	23,515	2 社会福祉費	△81,256
3 警察消防費	4 警察消防費	0	3 児童福祉費	38,913
1 公安委員会費	1 公安委員会費	0	5 世話費	△113,952
4 土木費	1 公安委員会費	0	6 労政費	△28,428
3 道路橋梁費	3 道路橋梁費	△119,784	7 保健衛生費	△516,943
4 河川費	4 河川費	△94,649	1 保健所費	△113,071
5 港湾費	5 港湾費	0	2 健民費	△37,000
6 砂防費	6 砂防費	△7,241	3 傳染病予防費	△100,000
9 災害土木費	9 災害土木費	0	4 結核予防費	△100,000
10 建築費	10 建築費	△11,732	6 性病予防費	△100,000
11 土木諸費	11 土木諸費	△6,162	7 鼠族昆虫驅除費	△45,000
5 教育費	1 教育委員会議費	10,919,500	8 衛生統計費	△10,000
3 小学校費	3 小学校費	△8,793,000	9 公衆衛生取締費	△11,872
			8 産業暨済費	8,107,972
			1 農業費	△396,704

00701

2	畜産業費	△155,649
3	林業費	△340,000
4	水産業費	△122,233
5	蚕業費	△282,980
6	商工業費	9,896,946
7	物資調整費	△69,489
8	農地制度改革費	△141,898
9	開拓事業費	△385,345
10	耕地事業費	0
11	農業協同組合事業費	△44,676
10	統計調査費	△112,283
1	統計調査費	△112,283
11	選挙費	△84,192
1	選挙管理委員会費	0
2	衆議院議員選挙費	△84,192
13	諸支出金	△596,907
2	徴稅費	△449,700
4	縣政企画調査費	△22,000

5	公報印刷費	△9,061
6	渉外費	△116,146
歳出合計		21,903,380

◇鳥取縣告示第七百二十二号

助産婦名簿に次の者を登録した。
昭和二十二年十二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
本籍地 八頭郡智頭町野原二六番地一
現住所 同本籍地

昭和二十四年十二月二十二日第一、四三六号
藤 谷 節 子
昭和三年十一月二十二日生

本籍地 鳥根縣大原郡海潮村大字山王寺五四七番地
現住所 東伯郡西郷村大字上余子二〇七番地 生部実方
昭和二十四年十二月二十二日第一、四三七号
石 原 博 子
大正十一年八月十九日生

00702

〔籍地 兵庫縣城崎郡城崎町湯島七七九番地
現住所 鳥取市賀露町一、七〇三番地ノ三三三

昭和二十四年十二月二十二日第一、四三八号
石 田 美 江 子
大正十年八月二十日生

◇鳥取縣告示第七百二十三号

助産婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十四年十二月二十七日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 日野郡福榮村大字福塚一、〇七〇番地
住 所 同本籍地

昭和二十四年十二月八日大阪市へ轉住により同年
同月同日名簿取消方願い出たので同年同月二十二
日名簿より取消
田 辺 千 鶴 子
大正十年十一月九日生

◇鳥取縣告示第七百二十四号

鳥取縣指定農産品配給諮問委員会規程を次のように定め
る。
昭和二十四年十二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣指定農産品配給諮問委員会規程

第一條 この委員会は鳥取縣農産品配給諮問委員会（以
下單に委員会という）といひ、鳥取縣農林部農務課内
に事務所を置く。

第二條 委員会は農産品配給規則に基く販売業者の登録
又は登録の取消、消費者別の配給割当数量について知
事の諮問に依りこれを審議する。

第三條 委員会は委員長一名、委員十五名をもつて組織
する。

委員長は農林部長の職にある者をもつてこれに充て委
員は次に掲げる者の中から知事の任命又は委嘱する。

- 1 關係行政の官吏
- 2 關係団体の職員
- 3 生産者の代表

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第四十五号

地方自治法第七十四條第四項及びこれを準用する規定による選舉権を有するものの総数の五十分の一の数又は三分の一の数は次の通りである。

昭和二十四年十二月二十七日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

鳥取縣において選舉権を有するものの総数の	五十分の一の数	六、四六四人
	三分の一の数	一〇七、七二八人

- 4 販売業者の代表
 - 5 消費者の代表
- 委員の任期は四箇年とする。
- 第四條 委員長は会務を総理する。
- 委員長に事故があるときはその代表者を委員会において互選する。
- 第五條 委員会には必要がある場合は物資ごとに専門部会を設けることがある。
- 専門部会に関する事項は委員長が委員会に諮つてこれを定める。
- 第六條 委員会に次の職員を置き委員長がこれを任命する。
- 幹事 二名
- 職員は上司の指揮をうけて庶務を整理する。
- 第七條 この規程に定めるもののほか重要な事項については委員長が委員会に諮つてこれを定める。
- 附則
- この規程は公布の日から施行する。

昭和二十四年十二月二十七日
昭和二十四年十二月二十七日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行 鳥取縣鳥取市東町
印刷 鳥取縣鳥取市東町
印刷 鳥取縣